

KCL 注 10mEq キット適応外使用の治療指針

【医療の内容】	高濃度注射用カリウム製剤による低カリウム血症の治療
【医薬品の名称】	KCL 注 10mEq キット
【承認日】	2025 年 5 月 23 日
【実施対象者】	輸液量の制限等が必要な低カリウム血症を呈した患者
【本承認有効期間】	承認後、永続的に使用
【目的・概要】	〔添付文書に記載された使用方法〕 1) カリウムイオン濃度として 40mEq/L 以下に必ず希釈して使用する。 2) 投与速度はカリウムイオンとして 20mEq/hr を超えない。 3) カリウムイオンとしての投与量は 1 日 100mEq を超えない。 〔用法外となる使用方法〕 低カリウム血症に対する治療は軽度の場合は内服でのカリウム補充を行います。重症の場合や内服困難な場合には注射剤を使用します。 しかし、臨床現場で輸液量を絞る、輸液量を制限する（または、少なくする）必要がある場合や、不整脈のリスクが高く速やかな補正が必要な場合においては添付文書の規定を超えた高濃度での補正が必要となります。 一方、高濃度カリウム注射液を使用し補正することで、予想より血清カリウム値が上昇することがあり、その場合、不整脈や心停止をきたす恐れがあります。 そこで、当院では適正に高濃度カリウム注射液の投与を行うよう以下に規定を定めています。 〔使用指針〕 1) カリウムイオン濃度として 500mEq/L 以下（濃度は希釈量でその都度主治医の判断となります。） 2) 投与速度は 20mEq/hr 以下、1 日最大投与量は 100mEq までとして、添付文書で定められた範囲内の投与とする。 3) 原則、医師立ち合いの下で投与を開始し、継続監視を行う。 4) 適宜カリウム濃度を確認し、継続可否を判断する。 5) 低カリウム血症が改善され次第、高濃度カリウム注射液の使用は終了し、添付文書で定められた使用方法へ移行します。
【問い合わせ先】	市立野洲病院 電話番号：077-587-1332（代表） 上記回線を通じて、<u>主治医に直接お申し出ください。</u>